

浜松大平台高校の校則

★は生徒会が中心となって協議・策定したものです。

校内生活について

- ア 時間を守り、『5分前行動』を心がける。
- イ 終業までは許可なく校外に出ない。(日課表参照) やむをえず外出の必要がある場合には、HR 担任に申し出て、許可を得る。
- ウ 貴重品および私物の管理を徹底する。教室移動の際は、私物を持って移動する。
- エ 紛失物・拾得物等は担任または生徒課遺失物係に届出る。
- オ 自転車は指定された場所に駐輪する。ステッカー、T Sマーク(赤色・緑色)が無い自転車は預かり指導となる。
- カ やむを得ず車で送り迎えをする場合は、北門から駐車場に入って、北側駐車場で乗り降りする。西側駐車場への乗り入れや、学校前の路上での乗り降りは禁止とする。
- キ 登校とは、8時25分にチャイムが鳴り終わったときに教室で着席していることである。
- ク 登校時は、駐輪場から体育館前か農場等横を經由し、1階全日昇降口から登校する。
- ケ 遅刻した場合は、職員室で遅刻カードを記入し、管理職の印をもらい、カードを持参して教室へ行く。
- コ 校舎内完全下校は18時とする。監督教員がいる場合は19時00分までとする。
- サ 集会・文書発行・掲示等については、関係教員を通して生徒指導主事の許可を得る。
- シ 自分が使用する机・椅子・実験実習器具等あらゆる公共物は、愛護の心で使用する。
- ス 校内において地震、火災等が発生した場合は、担当者の指示に従い避難し、防災活動は、防災計画に定められた役割に沿って、指示を受けてから行う。

服装・頭髪・所持品について

規則を守り、本校生徒としての品位を失わない。

ア 制服について

(ア) 冬服と夏服を着用する期間は、以下のとおりとする。

冬服期間	11月～4月
夏服移行期間	5月～6月
夏服期間	7月～8月
冬服移行期間	9月～10月

- (イ) 移行期間については、冬服、夏服、合服のいずれかを自分で選んで着用する。
- (ウ) 冬服は、学校指定の冬用の制服(ブレザーと長袖シャツ)を着用する。また、学校指定のセーターを着用することもできる。登下校時にはブレザーのボタンを留める。
(※校内ではブレザーを脱いでもよいが、式典等ではブレザーを着用する。)
- (エ) 夏服は、学校指定の夏用の制服(半袖Yシャツ(以下Yシャツ))を着用する。Yシャツはオーバータイプなのでズボンやスカートから出す。肌着はYシャツから透けないような無地のものとする。
- (オ) 合服は長袖シャツ、または長袖シャツに学校指定のベストを着用することができる。
なお、移行期間中はブレザーを着用せずにセーターのみで学校生活をおくることはできない。
- (カ) 長袖シャツは、第2ボタンまで留める。襟のボタンダウンは外さない。

- (4) 通常授業（実習・体育を除く）でジャージを着ない。
- (5) 雨などで制服が濡れた場合は、担任に申し出て指示を受ける。
- (6) 上着、スラックス、スカート等の変形・加工は禁止する。
- (7) スラックスのベルトは黒または茶色とし、遊び感覚でないものとする。
- ★(8) 靴下は白・黒・紺の無地を基調とする。また、くるぶしを完全に覆い制服に調和するものとする。
- (9) スカート丈は、膝にかかる程度の丈を厳守する。（目安として立ち膝の状態ですかにスカートの裾がつく長さとする。） スカートを自ら切ったものについては、再購入する。

〈防寒具〉

- (ア) 登下校時に寒い場合は、コート、マフラー、手袋等を着用してもよい。
- (イ) コート類は、無地で遊び感覚でないものとする。
- (ウ) 登下校時、防寒具を着用している場合は教室で脱ぎ着してよい。
- (エ) 防寒対策としてストッキング・タイツを着用できる。色は、黒又はベージュの無地とする。その場合は、靴下は履かなくてもよい。
- (オ) 膝掛けは華美でないものを使用し、マフラーやタオル等を膝掛けにしない。
- (カ) 膝掛けの使用は教室のみとし、移動中や教室外では使用しない。

イ 頭髪等

- (ア) 頭髪は清楚なものとする。
- (イ) 髪をしぼるゴムは黒・紺・茶色の無地で派手でないものとする。
- (ウ) 脱色・染色・パーマ等の加工は禁止する。
- (エ) 違反した場合の髪の色の変更方法は、黒染めまたはカットとする。
- (オ) 染色や脱色をした場合は、理美容店で黒染めを行い、証明書を学校に提出する。
- (カ) 髪色が退色した場合は、理美容店にて地毛の色に戻す。
- (キ) 化粧を含め眉毛を不自然に剃ったり、加工したりしない。

ウ 所持品等

- (ア) 通学の際は制服を着用し、常に身分証明書（IDカード）を携帯する。
- (イ) バック・通学用靴は自由であるが、遊び感覚でないものとする。（ハイヒール、ミュール、サンダル類は禁止）
- (ウ) 学業や学校生活に不要なものは、学校に持ち込まない。（指輪、イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア等の装飾品、化粧品類、トランプ、マージャン、ゲーム類、漫画、雑誌等）
- ★(エ) 授業中の卓上扇風機の使用について
 - 以下の点を守った上で夏服着用期間中のみ使用を認める。
 - a 夏服を着用してもなお暑い時。ベストを着用していないこと。ただし、試験中の使用は不可とし、授業中の使用はあくまで授業担当者の指示が優先されることを心得ておくこと。
 - b 卓上扇風機は無地を基調とした派手でないものとし、手に持つことなく卓上に置いて使用する。また、机の八分の一を占めない大きさを基準とする。
 - c 首振り機能・霧吹き機能があるものは使用できない。

d 校内で充電をしないこと。

(オ) スマートフォン・タブレット（以下「スマートフォン等」）の使用について

a 敷地内では電源を切る。

b スマートフォン等を使用できる時間は、昼休み及び放課後とする。

c 昼休み及び放課後の時間帯においてスマートフォン等を使用できる場所は、生徒ホール、食堂とする。ただし、売店で決済でスマートフォンが必要な場合においてはその場での使用のみ可能とする。

d 上記以外の場面において学習目的で使いたい場合、担当教員の許可を得た上で適切に使用する。また、以下の点において十分注意すること。

- ・施錠ができる場所（個人ロッカー等）で保管をする。
- ・いかなる場合においても校内での充電はしない。
- ・貴重品であるという意識を常に持ち大切に扱う。万が一、他の生徒のものを破損させてしまった場合は賠償責任が発生することもあるので十分注意すること。
- ・許可を得ない撮影や録音は行わない。マナーやモラルに十分配慮した使用を心掛けること。

交通安全について

交通ルールを厳守し、常に交通安全に心がける。特に自転車走行のマナーを守る。

ア 交通規則を守り安全には充分配慮する。

イ 事故または違反行為があった場合は、直ちに担任に申し出る。

ウ 電車・バスで通学する者は、特に公衆道徳を守る。

エ 自転車通学希望者は、T Sマーク（赤色または緑色）に加入すること。

オ 在学中の二輪、四輪運転免許取得は禁止する。（違反者には罰則規定あり）

カ 「三ない運動」（バイクの免許を取らない、バイクに乗らない、買わない）を推進する。（「三ない運動」は、全国 PTA 連合会の宣言であり、本県では昭和 57 年から全県的に高等学校 PTA 連絡協議会の要請と学校側の交通事故防止及び非行防止の立場から推進している。）

キ 3 年次生は自動車普通免許取得のために自動車学校等へ入校することができる。入校許可基準や通学開始時期等については冬休み前に説明がある。

自転車通学許可基準について

ア 通学用の自転車はシティ車を推奨する。ハンドルは正常な形状のものであり、ハブステップはつけない。

イ ヘルメットの着用を努力義務とする。ただし、スピードの出やすい自転車（スポーツタイプ等）については必ずヘルメットを着用すること。

ウ ライト、尾灯、ブレーキなどが整備された自転車であること。

エ 施錠（二重ロックが望ましい）ができる。

オ 学校指定のステッカーが貼られていること。

カ 雨天時には、必ず合羽を着用し（傘さし運転禁止）、運転中はスマートフォン等の機器を使用しない。

キ 通学の途中に自転車を使用する場合でも許可願を提出する。（自宅～駅）

ク TSマーク（赤色または緑色）が貼られていること。（自転車屋で点検をしてもらう。）

ロッカー及び公共物の使用、教室・特別教室・部室の鍵について

ア 生徒用ロッカー

- (ア) 教室棟の廊下に設置する。
- (イ) ナンバー式錠を学校で準備し配布するので、必ず常時施錠する。担任に開錠ナンバーを報告する。（鍵式の錠は禁止）
- (ウ) ロッカーは常に整理、整頓を心掛ける。
- (エ) 毎年ロッカーの場所が変わるので大切に扱う。
- (オ) ロッカーには名札を貼らない。

イ 公共物

- (ア) 常に大切・丁寧・清潔に取り扱う。
- (イ) 破損・落書き等を見つけたときは、必ず担任あるいは関係職員に報告する。

ウ 教室・特別教室・部室の鍵

- (ア) 特別教室の鍵は担当教科・部活動の先生の指示を受けて借りる。
- (イ) 部室の鍵は職員室入り口のキーラックに掛けてあるので、放課後、運動部室鍵借用簿に記入し、部室を使用する。終了後は施錠し職員室のキーラックに戻す。休業日・早朝・昼休みに使用する場合は、顧問の先生の承諾をもらい、借用すること。ただし、1 時限目開始前には職員室に戻すこと。

エ 破損や紛失した場合

- (ア) 直ちに担任に申し出て対応する。
- (イ) 壊した者に責任がある場合は弁償する。

食堂利用・生徒ホール・食事場所について

- ア 食堂・生徒ホールは多くの教職員・生徒が利用する公共の場である。すべての利用者が落ち着いて楽しく過ごせるように一人一人が責任ある行動を心がける。
- イ 大勢が食事集まる場所なので、食堂内ではルールを守って行動する。また、食事が終わったら速やかに席を空ける。
- ウ 食券の購入、メニューの注文・受け取り、食器の片付け・残飯処理等は、業者から示された食堂のルールに従う。
- エ 外から持ち込んだ弁当類については、食堂内で飲食しない。
- オ テーブル・椅子・食器等は、大切に扱い、故意に破損した場合は弁償とする。
- カ 食堂の営業時間は 11 時～13 時 15 分と 17 時～18 時 00 分である。
- キ 生徒の食事場所は、教室・生徒ホール・食堂とする。（体育館、特別教室等での食事は禁止）

売店・自販機について

- ア 売店の営業時間は 8 時～18 時である。
- イ 売店で文房具、飲料の購入は営業時間内であれば可能である。
- ウ 自販機での飲料の販売時間は 24 時間である。
- エ 売店で食料予約は、営業時間内であれば可能である。

安全対策について

ア 身分証明書（IDカード）について

(ア) 全職員、全生徒が身分証明書（IDカード）を作成し、そのカードを校内では常に所持する。

(イ) 紛失した者は実費（1,200円）を支払い、再交付を受ける。

校外生活

校外生活は、家庭と自分の責任において、本校生徒の自覚と誇りを持って生活する。全ての法律に抵触することなく、また、モラル、マナー、ルールといった常識を遵守し、公序良俗に努める。

ア 深夜外出は禁止する。（午後9時までには帰宅することを推奨する）

（補導対象時間：午後11時～午前4時 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の16条による）

イ 高校生としてふさわしくない場所へは出入りしない。

（麻雀荘・パチンコ店・オートレース場・競艇場・その他18歳未満入場禁止場所）

ウ 飲酒、喫煙等は絶対にしない。（未成年飲酒喫煙禁止法）

エ 友人宅等への外泊は、禁止とする。（やむを得ず外泊する場合は、保護者の了解を得る。）

オ アルバイトは原則として許可しない。（学業優先）

ただし、経済的理由により保護者を通して願いが出された場合、部活動顧問・担任・年次主任・生徒課が審査し、校長が許可する場合もある。長期休業中のアルバイトについては、届出て行うことができる。

《長期休業中アルバイトの許可条件》

- ・保護者がアルバイトの必要性を認めている。
- ・生徒にとってアルバイトをすることが有意義である。
- ・アルバイト先が高校生の職場としてふさわしい。
- ・授業、部活動、補習等の成績の低下がなく、未提出課題がない。学校生活に支障がない。
- *届出がなかった場合には、無断アルバイトとして、指導する。

カ 祭典参加希望者は、各自治体が発行する祭典参加証明書を祭典参加許可願いとともに担任に提出し、校長の許可を得なければならない。

*届出がなかった場合には、無断祭典参加として、指導する。

部活動について

生徒全員が加入し、各自の自発的な研究と努力によって個性を伸ばし、教養を豊かにするために必要な部活動を置く。

(1) 運動部

野球、サッカー、陸上競技、硬式テニス、女子バレーボール、女子バスケットボール、バドミントン、卓球、ボート

(2) 文化部

園芸・食品、茶華道、吹奏楽、パソコン、写真、ボランティア、美術・工芸、書道、ダンス、課題研究（※課題研究部は1年次の6月～登録可能）

部活動の登録及び転部（変更）については、以下のように定める。

(1) 会員は、いずれかの部活動に登録する。入部の際に「部活動登録用紙」を顧問教員に提出

し、自発的に活動する。

(2) 1年次生の部活動の転部については、6月から夏休み終了時の期間に限り、新旧顧問の承諾の下、部活動登録用紙に変更の旨を記入し、受理された後、これまで参加していた部活動の退部と、新規に参加する部活動への入部が認められる。

(3) 複数の部活動への登録については、以下のいずれかが満たされた場合に認められる。

ア 3年次の主たる大会（または発表会等）終了後、その時点で登録している部活動と新たに登録したい部活動の両顧問教員の承諾を得る。

イ 活動日、時間などで、両方の部活動に支障をきたさないことが明確で両顧問教諭の承諾を得られる場合。ただし、登録は原則として部活動登録期間に行うものとする。

部活動の設置及び廃止については、以下のように定める。

(1) 部活動の新設については、以下の条件を満たした場合、生徒課に「同好会新設願」を申請し、生徒課会議、部活動検討委員会、職員会議を経て活動が認められる。その活動実績が認められた場合、その翌年度から部活動に昇格できる。

ア 教育的活動である。

イ 既存する部活動を妨げない活動場所を有する。

ウ 指導にあたる顧問教員がいる。

エ 活動できる人数を有する。

(2) 部活動の廃部については、以下のように定め、生徒課会議、部活動検討委員会、職員会議を経て決定する。

ア 長期にわたり運営上に支障が出てきた場合は、原則として廃部の対象となる。運営上の支障とは、運動部においては2年間公式戦への参加の実績がない場合を指し、文化部においては2年間部活動登録人数が5人を下回った場合を指す。

イ 上記アについて、運動部においては4月～5月の公式戦出場の可否、文化部においては新1年次生の部活動登録が終了した時点で判断をし、該当部活があった場合には速やかに生徒課会議、部活動検討委員会、職員会議を行うものとする。

ウ 部活動の募集停止が決まった該当部活動生徒の他部活への移動は弾力的に対応する。各部活動には部長1名、副部長1名以上を置く。部長は「部長会」へ参加する。

1 部長会は、各部活動の部長によって組織し、部長会代表1名、副代表1名を決定する。

2 部長会は、各部間の連絡をとり、部活動及び学校全体の円滑化を目的として、以下の運営を行う。

(1) 体育的行事・文化的行事への協力

(2) 活動計画・報告の作成

(3) その他